

## (4) 歯科保健医療に係る周知・協力依頼について

歯科保健医療事業に係る周知・協力依頼

○「**歯科医療機関等に対する院内感染に関する取り組みの推進について(周知依頼)**」

- ・「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針(第2版)」(新指針)を平成31年3月に公表
- ・新指針においては、使用済の歯科用ハンドピースの清掃、洗浄の必要性を新たに記載し、医療機関に対し適切な院内感染対策を実施するよう指導をお願いしたい。
- ・標準予防策を含む感染対策に関する教育が実施される以前に養成課程が修了した歯科医療従事者は「歯科医療関係者感染予防講習会」に特に積極的に参加することが必要であることを周知されたい。

○**歯科医療提供体制推進等に関する調査に係る回答協力のお願い**

- ・歯科保健医療の実施状況に関する調査として、令和2年1月に各都道府県・政令指定都市等を対象にアンケート調査を実施しているところ。
- ・回答期限を令和2年1月27日(月)としているのでご協力いただきたい。

医政 齒 発 1122 第 1 号  
令和元年 11 月 22 日

都道府県  
保健所設置市  
特別区

医務主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長  
( 公 印 省 略 )

歯科医療機関等に対する院内感染に関する取り組みの推進について (周知依頼)

厚生労働省においては、医療機関や医療関係団体における総合的な医療安全対策への取り組みの推進を図ること等を目的として、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と定めている。歯科医療に関しても、国民が安心して歯科医療機関を受診する体制整備の取り組みとして、適切な院内感染対策を含めた医療安全を推進することが必要である。このため、貴職においては、貴管内の歯科医療機関及び関係団体に対し、下記を参考に院内感染対策を含めた医療安全の啓発に取り組みいただきたい。

記

厚生労働省では、歯科医療機関における院内感染対策の重要性に鑑みて、「歯科医療機関における院内感染対策について (平成 26 年 6 月 4 日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知)」等において、必要な取り組みを行うよう重ねて依頼してきたところである。院内感染対策を適切に実施するためには、標準予防策の徹底が重要であることから、特に歯科医療に関連し、日常診療で重要と思われる一般歯科診療時の院内感染の予防策について、直近の知見に基づき「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針 (第 2 版) (別添)」(以下「新指針」という。)をとりまとめ、厚生労働省ホームページにおいて公表している。新指針においては、使用済の歯科用ハンドピースの清掃、洗浄の必要性についても新たに記載されていることから、新指針を参考に医療機関に対し適切な院内感染対策を実施するよう指導をお願いする。

さらに、歯科医療従事者が院内感染対策に関する研修を受けること等により、継続的に知識の習得に努めることも必要である。特に、標準予防策を含む感染対策に関する教育が実施される以前に養成課程を修了した歯科医療従事者については、こうした研修に積極的に取り組むことがより重要であることから、厚生労働省医政局が実施している「歯科医療関係者感染症予防講習会」等の研修会に、歯科医療従事者が積極的に参加することが必要であることを改めて周知されたい。

事務連絡  
令和〇年〇月〇日

各都道府県 歯科保健医療 担当部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

令和元年度厚生労働省医政局歯科保健課補助事業

「歯科医療提供体制推進等事業」における

「歯科保健医療の実施状況に関する調査」について（依頼）

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、我が国の歯科保健医療を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う患者像の変化や、歯科疾患の疾病構造の変化、診療技術の発展等により大きく変化しています。こうした高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた今後の歯科保健医療の提供体制の構築において、歯科医療従事者等が目指すべき姿が「歯科保健医療ビジョン」として提言されました。

そこで、医政局歯科保健課では、歯科保健医療の推進等に関する全国の好事例を収集・評価等を行うことを目的に「令和元年度歯科医療提供体制推進等事業」を実施することとしました。本事業では、歯科保健医療に関する具体的な取組み事例に関するアンケート調査を実施することにしました。

つきましては、御多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、趣旨等をご理解の上、下記の本調査への協力についてご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

調査名：歯科保健医療の実施状況に関する調査

調査締切：令和2年1月27日（月）

実施団体：みずほ情報総研株式会社

(5) 今後の地域医療情報連携ネットワークへの支援  
及びデータヘルス改革推進計画に基づく保健医  
療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組み  
について

## 今後の地域医療情報連携ネットワークへの支援及びデータヘルス改革推進計画に基づく保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて

(今後の地域医療情報連携ネットワークの支援)

- 地域医療介護総合確保基金で構築した地域医療情報連携ネットワークについては、国会や会計検査院から、整備されたにも関わらず全く利用されていない実態や利用が低調というご指摘をいただいている。
- このような事態を踏まえ、令和元年8月及び9月に都道府県宛通知を発出し、基金の適切な予算執行の徹底及び基金を活用した地域医療情報連携ネットワーク構築に当たっての留意点を周知している。ネットワークを有効活用するためには、構築前の準備及び整備後のフォローアップが重要であり、各都道府県においても各事業主体への適切な指導をお願いしたい。
- 成果を明確にするという観点から、各地域医療情報連携ネットワークの運用状況について、公表を行う予定。
- 令和2年度の地域医療介護総合確保基金(地域医療情報連携ネットワーク)の要件については、追ってお示しする予定。

(保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組み)

- データヘルス改革推進計画及び経済財政運営と改革の基本方針2019等に基づき、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2021年3月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働させることとしている。
- さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの実証結果等を踏まえ、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、医師や患者の抵抗感、厳重なセキュリティと高額な導入負担など、推進に当たっての課題を踏まえた対応策の検討を進め、2020年夏までに工程表を策定することとしている。
- 全国的な医療情報を確認できる仕組みを作っていくためには、国と都道府県が連携・協力して取り組むことが重要と考えており、必要に応じて担当者会議等を開催し、各都道府県と情報共有を行いながら、進めていく予定。

# 地域医療介護総合確保基金を活用して構築した地域医療情報連携ネットワークに係る会計検査院の指摘

## 会計検査院の検査結果

25年度から29年度までの間に18都道県(注1)が交付した基金助成金により104事業主体が整備等を行った地域医療ネット60システム(助成対象事業費計191億2733万円、交付金相当額計155億8984万円)を対象として、同省、18都道県及び104事業主体において、会計実地検査を行ったところ、6都道県(注2)の13事業主体が整備等を行った9システムにおいて、次のような事態が見受けられた。

(注1) 18都道県 東京都、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉、愛知、滋賀、兵庫、鳥取、島根、徳島、福岡、長崎、熊本、沖縄各県

(注2) 6都道県 東京都、北海道、福島、千葉、愛知、鳥取各県

### (1) システムの動作確認が不十分なため、システムが利用可能な状態となっていないなどの事態

2道県(注3)から交付された確保基金助成金により2事業主体が整備等を行った2システム(助成対象事業費計4128万円、交付金相当額計1333万円)については、事業主体が、システムの動作について仕様で要求されている基本要件等が満たされているかなどの確認を十分にやっていないなどしていた。このため、システムの基本機能等に不備等がある状態のまま検収を了していた。そして、実際に整備されたシステムは、システムに利用者情報等を登録する機能が整備されていないなどしており、地域医療ネットが利用不可能な状態が1年以上継続していた。

しかし、2道県は、地域医療ネットを整備した後のシステムの運用状況等を十分に把握しておらず、事業主体に対して当該事態を改善するための指導を行っていなかった。

(注3) 2道県 北海道、千葉県

なお、1システムは令和元年6月から利用が開始され、1システムは同年10月時点でも利用不可能な状態となっていた。

### (2) システムが全く利用されていないなどの事態等

ア 4都県(注4)から交付された確保基金助成金により5事業主体が整備等を行った5システム(助成対象事業費計8954万円、交付金相当額計2613万円)については、システムの整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、参加医療機関等及び参加患者が皆無となっていて未利用となっていたり、平成31年3月末時点における参加患者の数が50名以下となっていて、利用が低調となっていたりしていた。また、2県(注5)から交付された基金助成金により6事業主体が整備等を行った2システム(助成対象事業費計17億5599万円、交付金相当額計12億1237万円)については、システムの整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、システムの一部の機能が未利用となっていたり、利用が低調となっていたりしていた。

(注4) 4都県 東京都、千葉、愛知、鳥取各県

(注5) 2県 福島、愛知両県

イ アの事態に係る5都県(注6)において、交付申請時の審査の状況についてみたところ、4県(注7)においては、事業主体に対して、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の根拠等を申告させ、これに基づき十分に審査を行うなどしていなかった。また、東京都においては、上記事項のうち参加医療機関等の数以外の事項については申告させていなかった。また、5都県における事業実施後の運用状況等の把握や事業主体に対する指導等についてみたところ、東京都を除く4県においては、地域医療ネットを整備した後のシステムの運用状況等を十分に把握しておらず、全く利用されていないなどの状況が継続しているにもかかわらず、事業主体に対して、当該状況を改善するための十分な指導等を行っていなかった。なお、会計実地検査後に5都県が指導等を行ったことなどから、計7システムの一部は利用が開始されるなどしている。

(注6) 5都県 東京都、福島、千葉、愛知、鳥取各県

(注7) 4県 福島、千葉、愛知、鳥取各県

# 地域医療情報連携ネットワークに対する医療介護総合確保基金からの適切な支援について

令和元年8月及び9月に都道府県宛通知を発出し、基金の適切な予算執行の徹底及び基金を活用した地域医療情報連携ネットワーク(以下、地連NW)構築に当たっての留意点を周知している。

○「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る適切な予算執行の徹底について」(令和元年8月8日 医政地発0808第1号、医政研発0808第1号)

- ① これまでの基金の支援では、ランニングコスト(運営費)への支援が行われている等の不適切な支援の実態があったため、不適切な支援の事例を周知し、基金の適切な執行を求めた  
(不適切な事例) 地連NWのシステム保守料、事務局人件費、事務局経費、宣伝費、諸謝金、旅費
- ② 令和元年度の基金の申請の際に、地連NWの患者登録率、参加医療機関率などの定量的な指標の実績と見込みを提出させ、地連NWの利用に向けた取組を促進

○「地域医療介護総合確保基金(医療分)を活用した地域医療情報連携ネットワーク構築に当たっての留意点について」(令和元年9月24日 医政研発0924第1号)

- ①以下の点について、地連NWの事業主体に対して指導を行うよう、都道府県に周知
  - ・ 地連NWの計画段階におけるシステム仕様確認を十分行うとともに、システム構築時には仕様に沿った動作が可能となっているか、十分に確認を行うよう、事業主体に指導すること
  - ・ 地連NW整備後の運用状況についてフォローアップを実施し、地連NWの運用が開始されていないなど適切ではない事態を把握した場合には、事業主体に指導を行うこと
- ② 地連NWの構築段階で機能が重複するネットワークを確認した場合には、必要な調整を行うよう都道府県に周知

# データヘルス改革の推進

## ● データヘルス改革について、以下の4分野を中心に、2021年度以降の絵姿と工程表を今夏に策定予定

### 1. がんゲノム・AI

○全ゲノム解析も活用し、がんの原因究明や新たな診断・治療法の開発、患者本位のがんゲノム医療の更なる拡充

### 2. 自分のデータを閲覧できる仕組み（PHR）

○本人がマイナポータルで閲覧できる情報の追加等、更なるPHRの推進に向けた検討

### 3. 医療・介護現場での情報連携

○保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組みの推進

### 4. データベースの効果的な利活用

○NDB・介護DB、その他関連する公的DBの利活用促進や連結解析に向けた検討

## 情報連携の必要性・優先順位、技術動向、費用対効果等を踏まえ、次の取組を実施

【これまでの実証事業等から明らかになったこと】

- ・ 薬剤情報は、重複投薬や多剤投与の減少に資するため、有用性が高いことが指摘されている
- ・ 情報連携を進めるためには、医療情報システムの標準化が課題（現状では、医療機関のコスト負担が大きい）
- ・ 地域医療情報連携ネットワーク（26県・152圏域）は、情報共有のユースケースが限定的といった課題 など

### 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進

■ 全国の医療機関等でレセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みについて、2021年10月以降稼働させることを目指す。

■ その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、遅くとも2020年度末までに、その実現のための工程表を策定。

※ これまでの保健医療情報ネットワークに関する実証結果等を踏まえて課題を整理し、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、運営主体や費用負担のあり方等を検討。

### 技術動向を踏まえた電子カルテの標準化の推進

■ 電子カルテの標準化指針を策定

→ 標準化された電子カルテの導入を 医療情報化支援基金により助成

■ あわせて、技術動向を踏まえた方針とそれを牽引する施策の検討

### 地域医療情報連携ネットワークの支援のあり方の厳格化

■ 地域医療介護総合確保基金の適正な執行

※ 都道府県からの詳細な報告や不適切事例の周知など

■ 病床機能別の連携・病診連携など地域医療構想の実現に資するネットワークへの支援に厳格化

※ ネットワークの有用性・持続性の検証  
 ※ 転院や紹介・逆紹介の際に速やかに医療情報の確認が行われることで、病床機能別の連携や病診連携の推進に寄与

## 医療等分野の情報連携基盤に関する閣議決定

### 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

- ・ レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2021年3月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働させる。さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの実証結果等を踏まえ、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、医師や患者の抵抗感、厳重なセキュリティと高額な導入負担など、推進に当たっての課題を踏まえた対応策の検討を進め、2020年夏までに工程表を策定する。あわせて、医療情報化支援基金の使途や成果の見える化を図りつつ、電子カルテの標準化を進めていく。介護情報との連携を進めるに当たって、手法等について引き続き検討する。

### 「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）

#### イ) 医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

- ・ 患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みについては、2021年10月以降稼働させることを目指す。さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの保健医療情報ネットワークに関する実証結果等を踏まえて課題を整理し、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、運営主体や費用負担の在り方等の検討を進め、2020年夏までに、その実現のための工程表を策定する。なお、介護情報との連携についても、引き続き検討する。
- ・ 医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた電子カルテの標準化を進める。

## (6) 外国人患者の受入れ環境整備について

## ポイント

### 地域の外国人患者受入体制整備等を協議する場および医療機関の外国人対応に資するワンストップ窓口の設置について

○厚生労働省においては、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有し解決するための協議会及び医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口の設置等を通じて、全ての地域において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めている。

○令和2年度(2020年)予算案において、都道府県における協議会およびワンストップ窓口の設置・運用に係る経費を要求しているため、是非ご活用いただきたい。

○また、都道府県におけるワンストップ窓口の機能を補完するため、国において夜間・休日における医療機関からの相談に対する相談窓口を設置しているため、併せて周知いただきたい。

## 「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言」(抄)(自民党政務調査会 外国人観光客に対する医療PT)

- **外国人観光客を医療機関等へつなぐ協力体制整備**
  - 国は、特に外国人観光客の受診が急増している地域等において、対策協議会の設置やそれに基づく地域横断的な仕組みを構築するモデル事業を2019年度中に開始する。
- **医療機関等の窓口における外国人観光客対応力の向上**
  - 自治体と関係機関の緊密な連携のもとに実施できるよう必要な支援を行う。また(略)ワンストップの対応を行うために、自治体に窓口を設ける。
- **医療機関等における外国人観光客への研修強化**
  - 医療文化・習慣の相違に配慮した診療提供のための研修を厚生労働省が観光庁等の関係省庁や自治体と連携して行う。
  - (略)また、厚生労働省は、地域の実情に応じて、重点病院等において活躍する外国人向け医療コーディネーターの養成と配置を進める。
- **医療機関等における医療通訳・多言語対応の体制整備**
  - 医療機関等における多言語でのコミュニケーションの体制整備を行う。(略)2019年度中に、少なくとも地域の外国人観光客受入の拠点となる病院には必要なICTツールがインストールされたタブレット等が完備されるようにすべきである。
  - 希少言語については、国内に医療通訳のニーズも少なく、加えて、通訳者が少ないことから、民間事業者としては、運営整備が困難である。海外では、希少言語の医療通訳に関しては、政府が一元運営している事例もあることから、整備は全国単位で考えていくことを検討する。

### 厚生労働省事業

注)計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

#### 都道府県向け支援

##### 地域の外国人患者受入体制整備等を協議する場の設置 1.7億円(1.6億円)

- 都道府県に地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議等を行う【補助】

##### 医療機関の外国人対応に資するワンストップ窓口の設置 2.4億円(2.4億円)

- 都道府県に、医療機関等から寄せられる外国人対応に関する日常的な相談から複雑な課題にも対応できるワンストップ型の相談窓口を設置する【補助】

##### 地域における外国人患者受入れ体制のモデル事業 0.3億円(0.3億円)

- 都道府県において、地域特性に応じた外国人患者受入れ体制モデルを構築する【補助】※5都道府県程度

##### 医療機関の外国人対応に資する夜間休日ワンストップ窓口 2.2億円(2.2億円)

- 都道府県におけるワンストップ窓口の機能を補完するため、国において夜間・休日における医療機関からの相談に対する相談窓口を設置する【委託】

#### 医療機関向け支援

##### 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 0.5億円(0.5億円)

- 電話医療通訳の団体契約を通じて、医療機関における電話医療通訳の利用を促進【補助】※5団体程度

##### 希少言語に対応した遠隔通訳サービス 2.2億円(2.2億円)

- 民間サービスが少なく、通訳の確保が困難な希少言語について、医療機関向けの遠隔通訳サービスを提供【委託】

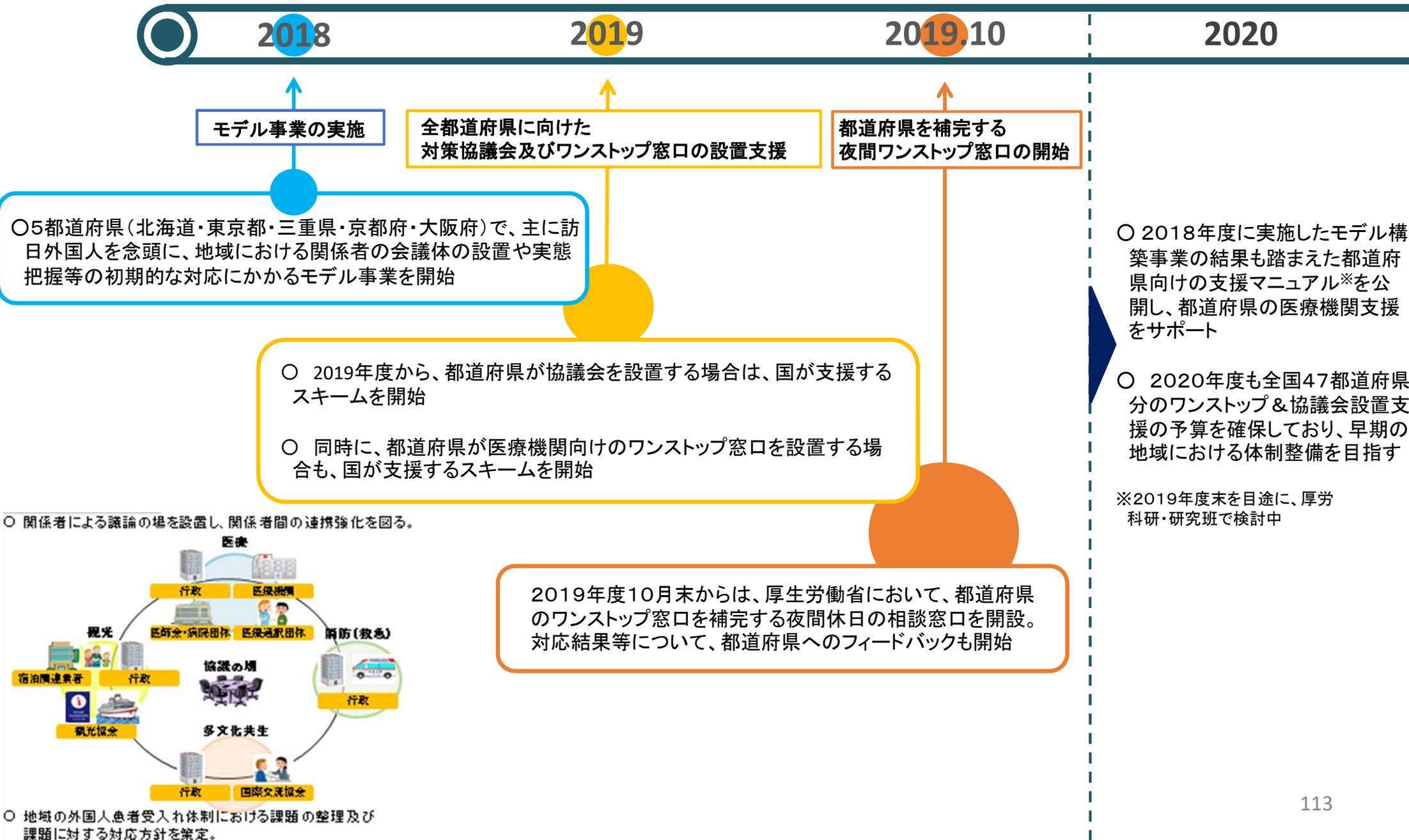
##### 医療通訳者・医療コーディネーター配置等支援事業 0.5億円(0.5億円)

- 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関への医療通訳者等の配置や、当該医療機関の体制整備を支援するための情報提供や助言を実施【補助】※10箇所程度

##### 医療コーディネーター等養成研修 0.7億円(0.8億円)

- 医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、医療コーディネーター等の養成研修等を実施【委託】

# 地域ごとの多様な関係者による情報共有と連携の仕組みの構築に向けた支援 (都道府県単位の協議会及び医療機関向けワンストップ窓口の開設支援)



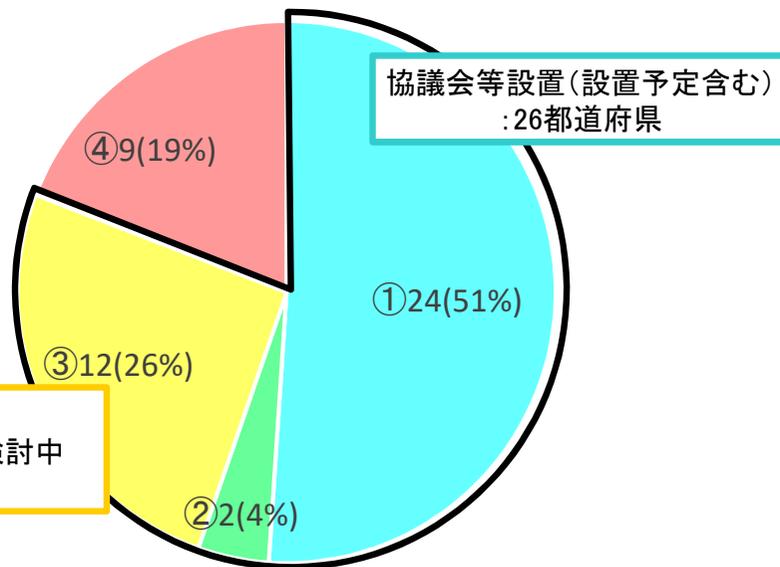
# 都道府県における状況についてのアンケート

2019年12月調査時

○都道府県を対象に、「地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営」及び「医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口の設置・運営」に関する実施の意向を調査。

## 「地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営について」

- ①既に枠組み有り(今年度開始した場合を含む。外国人患者に特化しない会議体等で外国人患者の対応にかかる協議等を行う場合も含む) : 24都道府県
- ②年度内に設ける予定有り(外国人患者に特化しない会議体等で外国人患者の対応にかかる協議等を行う予定の場合も含む) : 2都道府県
- ③来年度以降に設ける予定若しくは今後の対応方針を検討中 : 12都道府県
- ④現段階で設置の予定なし(今後検討を含む) : 9都道府県



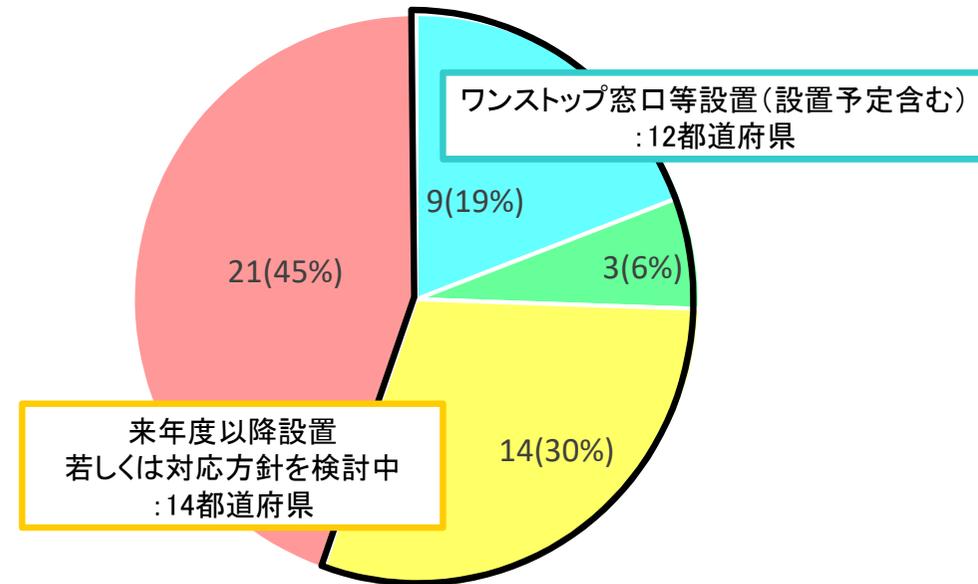
来年度以降設置  
若しくは対応方針を検討中  
: 12都道府県

協議会等設置(設置予定含む)  
: 26都道府県

- 設置済み(他の会議体等で実施している場合も含む)
- 年度内に設置予定(他の会議体等で実施している場合も含む)
- 来年度以降に設置若しくは対応方針を検討中
- 現時点で設置の予定なし(今後検討を含む)

## 「医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営について」

- ①既に窓口有り(今年度開始した場合を含む。外国人対応に特化しない形で当該相談を受ける窓口がある場合も含む) : 9都道府県
- ②年度内に設ける予定有り(外国人対応に特化しない形で当該相談を受ける窓口がある場合も含む) : 3都道府県
- ③来年度以降に設ける予定若しくは今後の対応方針を検討中 : 14都道府県
- ④現段階で設置の予定なし(今後検討を含む) : 21都道府県



来年度以降設置  
若しくは対応方針を検討中  
: 14都道府県

ワンストップ窓口等設置(設置予定含む)  
: 12都道府県

- 設置済み(他の形で当該相談を受けている場合も含む)
- 年度内に設置予定(他の形で当該相談を受けている場合も含む)
- 来年度以降に設置若しくは対応方針を検討中
- 現時点で設置の予定なし(今後検討を含む)

# 5 照会先一覽

医政局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. 地域医療構想について	地域医療計画課医師確保等地域医療対策室	計画係	板井	2557
2. 医師偏在・医療人材確保について(P19~P24)	地域医療計画課医師確保等地域医療対策室	医師確保対策専門官	森口	4128
2. 医師偏在・医療人材確保について(P25~P31)	医事課	課長補佐	扇屋	4197
2. 医師偏在・医療人材確保について(P32~P44)	看護課	確保ライン	金子	4171
3. 医師・医療従事者の働き方改革の推進について	医療経営支援課 医療勤務環境改善推進室	課長補佐 企画法令係長	西井 森川	2651 2636
3. 医師・医療従事者の働き方改革の推進について(タスク・シフト/シェア部分)	医事課	課長補佐 研修生	松浦 安庭	4198 4196
4. (1)災害関係について	地域医療計画課救急・周産期医療等対策室 地域医療計画課精神科医療等対策室	災害時医師等派遣調整専門官 精神科医療計画係長	西田 上野	4130 2771
4. (2)死因究明について	医事課	主査	伴	4142
4. (3)医療計画の見直しについて	地域医療計画課医師確保等地域医療対策室	計画係	板井	2557
4. (4)歯科保健医療に係る周知・協力依頼について	歯科保健課	課長補佐 主査	大塚 堀	4141 2618
4. (5)今後の地域医療情報連携ネットワークへの支援及びデータヘルス改革推進計画に基づく保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて	研究開発振興課 医療情報技術推進室	管理係	藤本	2684
4. (6)外国人患者の受入れ環境整備について	総務課医療国際展開推進室	医療人材専門官	平田	4115